

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 外国法人の恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこと。（第七条の三の五関係）

2 平成二十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、次のとおり定めること。

(一) 寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲を定めること。（第七条の十七、第四十八条の九関係）

(二) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の適用を受ける財産の贈与について寄附金税額控除の適用がある場合には、寄附金税額控除の対象となる寄附金の額から当該非課税措置の適用を受ける財産の贈与に係る譲渡所得等の金額に相当する額を除くものとする。

（第七条の十八、第四十八条の九、附則第四条の五関係）

- 3 国外関連者との取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税及び市町村民税の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第九条の九の八、第九条の九の九、第四十八条の十五の三、第四十八条の十五の四関係）
- 4 公的年金からの特別徴収制度について、次のとおり定めること。
 - (一) 特別徴収の対象となる老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付並びに特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難と認める者について定めること。（第四十八条の九の十一関係）
 - (二) 同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上あるときにおける、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を徴収させるべき一の老齢等年金給付について定めること。（第四十八条の九の十二関係）
 - (三) 市町村と年金保険者の間の通知について、当該通知を経由する者について定めること。（第四十八条の九の十三関係）
- (四) 年金保険者が地方公務員共済組合である場合における公的年金等に係る所得に係る所得割額及び

均等割額に係る納入の特例について定めること。（第四十八条の九の十四関係）

5 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、次のとおり定めること。

(一) 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例について、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算方法を定めること。（附則第十条の四の二関係）

(二) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例について、損益通算の対象となる上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法その他この特例の適用に關し必要な事項を定めること。（附則第十八条の五関係）

(三) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算について、株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額の控除の方法等その細目を定めること。（改正令附則第三条、改正令附則第五条関係）

6 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置を廃止することに伴う所要の規定

の整備を行うこと。（附則第十八条の六関係）

二 事業税

1 事業税の課税標準の算定上、社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等の範囲を定めること。（第二十一条の八関係）

2 国外関連者との取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第三十二条の四、第三十二条の五関係）

3 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該大口供給に係る収入金額から控除する金額を、当該大口供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する金額とすること。（附則第六条の二第五項関係）

三 不動産取得税

1 特別養護老人ホームの用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者に医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会を追加すること。（第三十六条の九関係）

2 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者から民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするものを除外すること。（第三十八条）

3 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（附則第六条の十六関係）

4 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（附則第六条の十六関係）

- 5 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者から民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするものを除外すること。（附則第七条関係）
- 6 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目を定めること。（附則第七条関係）
- 7 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅以外の一定の用途に限る。）に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めるところ。（附則第七条関係）
- 8 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第七条関係）
- 9 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための

施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（附則第七条関係）

10 現行の民法第三十四条の法人が取得した場合に非課税措置が講じられている不動産について、以下の措置を講ずること。

(一) 対象となる者を公益社団法人又は公益財団法人に改めること。（第三十六条の八、第三十六条の九、第三十六条の十関係）

(二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなすこと。（附則第二十四条関係）

11 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定める等所要の措置を講ずること。（第三十七条の九の十一、第三十七条の十二、附則第六条の十六関係）

四 固定資産税及び都市計画税

1 現行の民法第三十四条法人が設置する施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税

の非課税措置について、次のとおり措置を講ずること。

(一) 対象となる者を公益社団法人又は公益財団法人に改めること。(第四十九条の十二、第四十九条の十三、第四十九条の十五関係)

(二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなすこと。(附則第二十四条関係)

(三) 平成二十一年度から平成二十五年度までの間、一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で移行の日の前日において非課税とされていたものも対象に含めること。(附則第二十四条関係)

2 特別養護老人ホームの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者に医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会を追加すること。(第四十九条の十三関係)

3 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を

定めること。（附則第十条の三関係）

4 公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目並びに対象となる土地及び家屋の細目を定めること。（附則第十一条関係）

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の細目及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めるところ。（附則第十二条関係）

6 既存の住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分において熱損失防止改修工事が行われた場合の当該住宅等に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅等の細目、対象となる改修工事の費用の下限及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めること。（附則第十二条関係）

7 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象となる地域及び家屋の細目を定めること。（附則第十二条の二関係）

8 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域及び償却資産の細目を定めること。（附則第十二条の二関係）

9 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象となる地域及び家屋の細目を定めること。（附則第十二条の二関係）

10 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域及び償却資産の細目を定めること。（附則第十二条の二関係）

五 軽油引取税

農業用機械の動力源に供する軽油に対する軽油引取税の課税免除措置の対象に、一定の委託を受けて農作業を行う者を加えること。（第五十六条の三の三関係）

六 事業所税

1 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する非課税措置について、対象を学校法人（私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。）が行うものに限定すること。（第五十六条の二十二関係）

2 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から粉じん、鉍さい、坑水、廃水又は鉍煙の処理施設を除外すること。（第五十六条の五十三関係）

3 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外すること。（第五十六条の五十四関係）

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外すること。（附則第十六条の二の八関係）

七 国民健康保険税

課税限度額について、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額について四十七万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について十二万円とすること。（第五十六条の八十八の二関係）

八 その他

- 1 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付の請求の日の三年前の日の属する会計年度以後に係るものとする。（第六条の二十一関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第三十四条法人と同様の措置を講ずること。（第一条の四関係）

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の五の改正は平成二十年六月一日から、第一の一の2及び4の改正は平成二十一年四月一日から、第一の一の5の(一)及び(二)の改正は平成二十二年一月一日から、第一の一の5の(三)の改正は平成二十二年四月一日から、第一の三の9及び10、四の1及び4並びに第二の改正は一般社団及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から、第一の三の4の改正は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の8の改正は観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日から、第一の四の5の改正は長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行すること。